

## 育児休業取得推進行動計画

社員が働き方を見直し、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 11 月 21 日～平成 32 年 11 月 30 日までの 3 年間
2. 内容

目標：社員に育児休業規定の内容を再度通達し、講習会を開き、制度の周知を図る。

### <対策>

- 平成 29 年 11 月～ 以前より進めていた育児休業取得推進講習会の再実施
- 平成 29 年 12 月～ チームごとにリーダーによる周知徹底、相談の受付

目標 2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、相談窓口を設置する。

### <対策>

- 平成 29 年 11 月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 平成 29 年 12 月～相談窓口の設置